

公的年金からの

特別徴収の導入について



平成21年10月から個人住民税の公的年金からの特別徴収（年金からの天引き）が始まります。

対象になる方

次の要件をすべて備えている方が対象になります。

- ①前年中に公的年金等の支払いを受けていること。
- ②当該年度の初日（毎年4月1日）において、国民年金法に基づく老齢基礎年金等の給付額が年額18万円を超えていること。
- ③当該年度の初日（毎年4月1日）に65歳以上となっていること。
- ④介護保険料が年金から天引きされていること。

天引きの対象となる年金とは

老齢基礎年金又は昭和60年以前の制度による老齢年金、退職年金等です。障害年金及び遺族年金などの非課税の年金は対象となりません。

天引きされる

住民税額は

公的年金等の所得にかかる税額のみです。
 ※公的年金等以外に給与所得や事業所得など他の所得がある場合は、これらの所得にかかる税額は「給与からの特別徴収」又は「自分で納める普通徴収」になります。

天引きが中止となる場合は

- ①納税義務者の方が死亡した場合
- ②納税義務者の方が町外に転出した場合
- ③特別徴収される税額に変更があった場合
- ④介護保険料が特別徴収されなくなった場合は天引きが中止となり、普通徴収により納めていただくこととなります。

公的年金等の所得にかかる住民税の納付イメージ

1. 年金特別徴収の対象となる方

1-1 年金特別徴収が開始される年度の徴収方法

徴収方法	普通徴収（個人納付）		年金特別徴収（年金から天引き）		
	6月（第1期）	8月（第2期）	10月	12月	2月
徴収時期	6月（第1期）	8月（第2期）	10月	12月	2月
徴収税額	年税額の1/4	年税額の1/4	年税額の1/6	年税額の1/6	年税額の1/6

1-2 前年度に年金特別徴収であった方の徴収方法

徴収方法	年金特別徴収（年金から天引き）					
	仮徴収			本徴収		
徴収時期	4月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収税額	前年度特別徴収税額（2月分）と同額	前年度特別徴収税額（2月分）と同額	前年度特別徴収税額（2月分）と同額	年税額から仮徴収した税額を差し引いた額の1/3	年税額から仮徴収した税額を差し引いた額の1/3	年税額から仮徴収した税額を差し引いた額の1/3

2. 年金特別徴収の対象とならない方

徴収方法	普通徴収（個人納付）			
徴収時期	6月（第1期）	8月（第2期）	10月（第3期）	12月（第4期）
徴収税額	年税額の1/4	年税額の1/4	年税額の1/4	年税額の1/4

注意：上記「年税額」とは、公的年金等の所得にかかる税額のことです。

Q&A

Q. 公的年金からの特別徴収は、本人の意思により普通徴収（納付書払い・口座振替）又は給与特別徴収に変更することはできますか。

A. 地方税法により、「公的年金等所得にかかる個人住民税については、年金から特別徴収の方法により徴収する。」とされており、本人の意思による選択は認められておりません。



町営住宅入居者を募集します

お知らせ

いの町営住宅の入居者募集を次のとおり行います。

▶ 入居資格

現在、いの町に居住又は勤務されている方で、申込時に配布する手引き等の入居資格に該当する方。

▶ 町営住宅の概要

団地名	住所	構造	間取り	募集戸数	建設年度
内野団地	いの町2301番地	鉄筋4階建て（募集住戸は北棟1階）	3DK	1戸	平成14年度
吾北シルバーハウス	いの町小川西津賀才650番地	木造平屋建て	2DK	1戸	平成10年度
HOPE-100	いの町下八川丙100番地	木造2階建て	3LDK	2戸	平成5年度
リバーサイド津賀才	いの町小川東津賀才238番地1	鉄筋5階建て（募集住戸は4階）	3DK	1戸	平成9年度
立橋荘	いの町長沢立橋254番地32	鉄筋3階建て（募集住戸は3階）	3LDK	1戸	平成5年度
脇ノ山荘	いの町脇ノ山105番地	木造2階建て	3DK	2戸	昭和60年度
越裏門荘	いの町越裏門340番地9	木造2階建て	3DK	1戸	昭和57年度
高藪荘	いの町高藪224番地2	木造2階建て	3DK	2戸	昭和57年度

▶ 申込書配布期間及び受付期間

6月1日（月）～6月12日（金）
 （ただし土・日曜日を除く。）

なお、受付期間内に応募者がなく入居者が決まらない団地については、引き続き随時受付します。

▶ 問い合わせ

総務課 ☎ 893-1113
 吾北総合支所住民課 ☎ 867-2300
 本川総合支所住民課 ☎ 869-2112